

清代の告示からみた地方官と士民
—— 『点石齋画報』を手掛かりに ——

五味知子

Public Notices during the Qing dynasty: A focus on the relationship between the Local magistrates and Local populace

This paper explores the relationships between the local magistrates and local populace which includes the literati and commoners. I analyzed these relationships by reviewing articles on public notices during the Qing dynasty. I specifically used the *Dianshizhai Pictorial* (*Dianshizhai Huabao*) for this purpose.

Although the *Dianshizhai Pictorial* established that people neglected public notices in some cases, it also described the effectiveness of public notices. Children and uneducated people followed the instructions presented in these notices. These written notices were read and orally transmitted to the commoners by the literati.

Out of the twenty-six articles reviewed, we observed that in four cases the local magistrates were asked to distribute the public notices by the local literati. The local literati preferred displaying these public notices when they required something from the commoners. The local literati seemed to be people who attempted to influence both the local magistrates and commoners by actively using these public notices. Nevertheless, the local magistrates and local literati emphasized that these notices were intended to enlighten the commoners and were not meant for the literati.

はじめに

本稿は、清代中国の告示に関する記述を通して、地方官とその管轄地域の住民との関係について分析をするものである。先行研究によれば、告示は、地方官が管轄下の士民に対し訓示を与えるために官署の門前等に貼り出した公文書である^一。「告示」のほか、「示」「示諭」「告諭」「曉諭」などと表現されていることもあるが、本稿では告示という言葉を用いる^二。

江戸時代の日本で、清代の告示と同じような働きをした高札については、服藤弘司氏が支配者の側から見た高札の意義を、渡辺浩一氏が江戸における高札の維持や管理を、久留島浩氏が村における高札の意義を説くなど、豊富な研究の蓄積がある^三。ところが、清代の告示については、日本の高札とは異なり、それ自体を正面から論じた研究が少ない。日本における研究では、地方官研究の中で告示の発布に言及するものや^四、清代の風俗や慣行について論じる中で史料として告示を用いた研究はあるが^五、告示自体の意義や役割について正面から論じたものは乏しい^六。中国語圏においては、二〇〇〇年代になってから告示そのものを分析する研究が増加しているが^七、新聞学の領域での研究が中心であり、地域社会の観点からの研究が十分になされているとは言い難い^八。

中国史研究において庶民層に光が当たること自体は珍しくなかったが、一九八〇年頃までは最終的に中国共産党に結実する民衆の反乱や抵抗を描こうとする傾向があった。階級闘争の観点から離れた後は、地方官の統治の裏側（在地有力者との持ちつ持たれつの関係や胥吏や衙役といった下級役人との関係）を描いたり、地域に密着して社会の実像を検討しようとしたりする研究が多く見られるようになった。地方官は「親民官」とも称され、その地域

に住む人々にとつては親のような存在だという理念があったが、それはあくまで建前であると考えられることが多い^九。庶民に対する告示は形式的なものととらえられがちであった。

私見によれば、地方官が地域の民衆に働きかける主な手段としては裁判、聖諭の宣講、告示がある。このうち、裁判は刑罰などの具体的な効果を伴う。民衆教化の手段であった聖諭の宣講は芸能の要素を有したため、庶民にも影響力を持ったと考えられている^{一〇}。それらと比較すると、紙に書いた揭示物である告示は、庶民にどの程度内容が伝わったかがわかりにくい。地方官の着任時など、一定のタイミングではほぼ型どおりの内容の告示が出される傾向があったことから、告示は単なる形式的な文書ととらえられ、無視されるとの記載は少なくない。このようことから、告示を正面から検討する論著が乏しかったと考えられる。本稿ではこのような研究状況を踏まえたうえで、告示そのものの内容ではなく、告示についての記述を分析対象として、地方官と地域住民との関係について検討する。

一、告示と士民

現在、告示は主に地方檔案、公牘、官箴書、地方志の中に収録された形、あるいは、碑刻の形で見ることができ^二。地方檔案（地方の役所の公文書）にはどのような内容を告示として伝達するか、告示を何部作成しどこに揭示するかなどの情報を含む文書がある^三。公牘は地方官が自らの地方統治の記録を残したものであり、その地方官が発布した告示が含まれている。官箴書は地方統治ハンドブックのような史料で、告示の事例や様式などを目にすることができ^四。地方志にはその地方で出された告示が収録されている。宗族などが告示を石に刻んで保存した「示禁碑」「告示碑」などと呼ばれる碑刻もある。

次に、本稿の題名にも挙げた「士」と「民」について述べる。「民」は「官—民」のように、「官」との対比で用いられる言葉である。しかし、中央から派遣されてきた地方官が「官」で、在地の人々は一律に「民」とみなされていたというわけではない。広い意味での「民」は「官」以外の地域社会の人々をさすが、多くの場合、「士」（紳士層）とは区別して使用されていた。地域社会において地方官と並ぶほどの権威を持っていたのが「士」である^{三〇}。「士」は生まれながらの身分ではなく、科挙受験に必要な儒学的教養の習得を通して民の上に立ちうる真の道徳的能力を修得したと考えられた人々である^{三四}。具体的には、官僚経験者、科挙合格者や科挙受験に必要な教養を持った人々をさす。前述のように、広い意味での「民」は現任の官僚以外の「士」を含むが、郷紳や生員などの在地知識人は現任の官僚でなくても、地域社会において一定の力を持ちえた。地域住民とはいっても、地方官から見れば、「士」は自分と同じ官僚あるいは官僚予備クラスの人々であり、庶民とは異なっていた。したがって、史料中には「士」をも含みこむような「民」と、「士」以外の一般庶民のみをさす「民」が出てくる^{三五}。告示を通して地方官と地域住民のかかわりを見るうえで、「民」の意味や「士」との使い分けに着目して分析を進める。

地方官は告示を出すにあたり、その対象が庶民であるか、紳士であるかに注意を払っていた。汪輝祖は清代の著名な幕友（地方官が私的に雇用した顧問）であり、晩年には知県を務めた人物であるが、告示について次のように述べている。

告示には紳士を諭すものは少なく、庶民を諭すものが多い。庶民は文章の意味がよくわからず、長い文章は終わりまで読む前に疲れてしまう。簡潔でわかりやすいものであつてはじめて、誰もが見るようになるであらう。^{一六}

告示の内容自体が紳士を対象としたものと庶民を対象としたものに分かれていることを指摘し、庶民を対象としたものは特に平易で簡潔なものであるべきだとしている。

実際の告示でも、庶民対象と紳士対象で書き方を変えている事例がある。以下に示す①と②は清代に知県を務めた劉衡の書いた告示である。①は些細なめぐとで訴訟を起こすことを控えるようにと説く告示であり、その対象は庶民である。②は生員・監生を対象に、庶民の教化を手助けしてくれるように依頼する告示である。

①おまえたちは今後、土地争いや借金などの些細なことでは、十分な道理があっても、我慢しなさい。私の話をしっかり覚えておくように。たとえ少し損をしても、親族に訴えて和解するほうが、お上の世話になるよりもよい。もし、自分には五、六分の道理しかないとしたら、できるかぎり早く和解することだ。私の話を聞かず、訟師（訴訟の代言人）の話に耳を貸し、和解しないで告訴状を出すのであれば、おまえの父母兄弟妻子など一家が落ち着かないというのはまだ些細なことであり、自分や家が没落するどころか、命を失うことにもなりかねない。そのときになって私の話を思い出して、告訴すべきではなかったと後悔しても遅いのだ。一七

②守令は親民の官ではあるが、一軒一軒を回って説き明かすわけにはいかないのです、頼みにするのは学があり理に明るい人である。同郷に住んで、見聞きすることも多いので、普段から正しい言動を取る。事が起これば問題解決と調停にあたり、人情で人を動かし、国法で「道理を」明らかにする。庶民は愚かではあるが、立派な人が真摯な態度で向き合うのを見れば、弱者は自然と感化され、強者は畏れて従い、地方のもめぐと

の多くが解決され、お上の負担も大いに軽減される。一郷に善士がいることは、善き官僚がいることに勝るといふものだ。親しみの情もあれば、時機にかなった行動もできるからである。一八

①では「おまえたち」（你們）や「おまえ」（你）という二人称代名詞を用いるばかりではなく、口語的表現を用いて語りかけるような文章にしている。宣講の研究によれば、聖諭をわかりやすく説いた『講解聖諭廣訓』では、『聖諭廣訓』の内容を白話に置き換え、「你們」という聞き手を設定する人称代名詞を用いたとい^{一九}、工夫の仕方に共通点が見られる。他方、生員や監生といった「士」を対象とした②では、主に文語を用いている。また、告示の対象者は「学があり理に明るい人」（読書明理之人）であって「庶民」（百姓）とは異なり、地方官としても頼りにしているということを示して、自尊心をくすぐるような書き方をしている。このような事例は地方官が対象に配慮したうえで、告示の文章を考えていたことの裏付けとなる。

二、『点石齋画報』中の告示描写の概要

『点石齋画報』は清末に発行されていた絵入り新聞である。『点石齋画報』には告示の原文は収録されていないが、「官」以外の人々がどのように告示について記述していたかを知ることができる。『点石齋画報』は、日刊新聞『申報』を発刊していた申報館が一八八四年（光緒十年）に創刊した画報（絵入り新聞）であり、一八九八年（光緒二十四年）をもって終刊となった^{二〇}。原則として、陰暦で毎月六のつく日（六、十六、二十六）に発売され、一冊は八葉九図で構成されていた^{二一}。『点石齋画報』のニュースソースは『申報』などの有力新聞に掲載された記事に依拠したものが多く、文章は絵師が書くこともあれば、絵師とは異なる人物が書くこともあったというが^{二二}、書き手はいずれ

にしろ、識字者であり、社会のそれなりに上の層の出身である可能性が高い^{二三}。したがって、庶民とはいえないのだが、「官」ではない人々から見た告示の記述であるとはいえる。

『点石斎画報』の読者について詳しいことは不明であるが、清末の作家兼ジャーナリストである包天笑は、十二、三歳のころにおやつ代を節約してでも『点石斎画報』を買い求めていたと述べており^{二四}、子供でも買える価格かつ子供をも引き付ける内容であったことがうかがえる。

『申報』の記事と比較すると、『点石斎画報』の記事には社会改革を訴えるような論説は少ない^{二五}。『点石斎画報』には外国の新しい技術や珍しい事物を紹介するような記事は豊富に含まれるが、外国に照らして中国の事物や制度を根本から改革せよと声高に論ずるようなことはなかった。社会の現状についての批判がなされていても、最終行にはおおむね、中国の古典を下敷きにした誠めの言葉が記されている。清代末期のいわば「近代」に発行された『点石斎画報』ではあるが、その文章の書き方は革新的とはいえず、むしろ伝統的な社会になじみやすいものだったといえるだろう。加えて、その書き手はニュースの正確性や情報の新しさよりも、読んで楽しい紙面を追い求めたように思われる^{二六}。それは『申報』の読み手が新しい知識に触れることの多い学識ある層だったのに対して、『点石斎画報』の読み手は子供や一般庶民が多いと考えられたからではないだろうか。清代の識字率についての正確な数値は得られていないが、科挙受験がかなうほどの知識量はなくとも、日常生活に不便のない程度の読み書きができる人々は相当数いたのではないかと考えられる^{二七}。『点石斎画報』が対象とする読者の多くはこのような人たちだった可能性が高い。

雕龍中国早期報刊シリーズ1『点石斎画報』^{二八}の全文検索機能を用いて、「告示」「示諭」「曉諭」「出示」というキーワードで検索をし、告示に関するものを抽出した。その結果が表一である。

表一 『点石齋画報』中の告示に関する記事

	収録先	記事名	告示を示す言葉	告示についての内容
(1)	乙集	薙洗野豬	出示勸捕	地方官が告示を出し、害をなす猪の捕獲を勸奨したので、營丁・獵戸が連れだって狩りに行った。
(2)	丁集	主翁虐婢	出示嚴禁	婢女への虐待を禁止する旨の告示を出したうえで、一、二例を摘発して罰すればよいと提言。
(3)	己集	得孩志喜	告示、告示曉諭	告示によって誘拐を禁止し、そのことを新聞にも載せるよう提言。
(4)	未集	禁屠笑話	出示禁屠	江蘇・浙江で大雨など災害続きになったため、民のために告示を出して家畜の屠殺を禁止し、天意を回復しようとした。
(5)	申集	征猪初紀	出示嚴禁	猪族鎮圧の前に、武器を売ったり、猪族とひそかに通じたりすることを告示で禁止した。
(6)	酉集	愚民帰化	告示	地方官が質入れの利息を下げる旨の告示を出す、民は地方官が民を愛していると感激し、進んで地方官に協力しようとした。
(7)	酉集	拉客攫錫	示諭	路上で客引きする売春婦を一、二例摘発して厳罰に処さないと、告示が空文となってしまうとの危惧を表明。
(8)	亥集	禁彈白鷺	出示嚴禁	白鷺を銃で撃つことを、告示で禁止した。
(9)	金集	禁扮淫戲	出示嚴禁	淫蕩な芝居を禁止する告示を出したが、こっそり違反している者がいる。
(10)	金集	悖入悖出	出示嚴禁	広東で富くじを発行する者がいたので、按察使が告示を出して禁止したが他所で買ってきた者がいる。
(11)	金集	名泉忽湧	出示諭開	やくざ者が泉の水を汲む者から金を取ろうとしたため、紳士が知県に頼んで告示を出してもらい、元通り泉を開かせた。
(12)	絲集	越台懷古	出示	地元の紳士が番禺県知県へ、告示を出して古址を占拠している客民を駆逐できないかと手紙で相談。
(13)	絲集	劣医宜辦	告示	にせ医者を捕えるのに協力するようこの告示を掲示すると、人々もにせ医者だったのだと納得した。
(14)	匏集	假捐被獲	告示	告示を出してもらって善堂を騙り、偽の薬を売ろうとしている。
(15)	革集	城隍示諭	告示	冥屋の前に城隍神の印を押した告示が貼り出されたが、人間がこのようなことをすべきではない。
(16)	射集	貨船触雷	告示曉諭	日本軍対策として、崇明島に水雷を設置。商船が近寄らないよう、告示を出したが、守られずに事故が起きた。

(17)	御集	掃除五国	出示禁止	安徽太平府で少年たちが五国に分かれて武力を競っていたので、知県が告示を出すとうやく少しおさまった。
(18)	御集	靈芝呈瑞	出示告誡	広東の署知府が署内に生えた靈芝を陳列し、告示を出して訓戒を与えたうえ、四日間民に見せた。
(19)	行集	褻字被殛	出示禁止	惜字会の紳士・董事が告示を出して、古紙を靴底にすることを禁止してくれるようにと、知県に要請。
(20)	行集	還炮誌盛	出示嚴禁	広東の習俗では土地神の誕生日に花火や爆竹を鳴らす。居民が争って拾おうとし、もめごとになるので、官憲が度々告示を出して禁止した。しかし、この慣習はいまだに続いている。
(21)	行集	馳馬殷鑒	出示懸禁	地方官は馬の早駆を禁止する告示をしばしば出すが、それを無視する者がおり、事故が起きた。
(22)	忠集	謠言宣禁	出示諭禁	電報局が死者の魂で電気を作っているとのデマが流れたため、局員が手紙で泰州知州に告示を出してくれるよう要請。
(23)	亨集	賢令丰裁	出示曉諭	民が牌匾を贈って地方官を讃える風習をやめるようにと、地方官が告示を出した。
(24)	利集	名将丰裁	告示	ドイツ海軍の提督が山東膠州鎮総兵の章高元に共同で安民告示を出すよう迫ったが、章は拒絶した。
(25)	利集	活葬喇嘛	出示嚴戒	チベット仏教の寺で姦通事件があったため、その僧侶を生き埋めにするともに告示を出して僧侶たちを戒めた。
(26)	貞集	城坍斃馬	出示曉諭	告示を出して嚴禁していたのだが、レンガが盗まれ城門が倒れて下敷きとなった馬が死んだ。

表一のように、合計二六件の記事がある。その中には、実際に告示が出されたものもあれば、記事の書き手が告示を出すことを提言しているというものもある。次節では、この表一をもとに、『点石齋画報』の告示に関する記事の分析を進める（以下で用いる括弧つきの算用数字は表一における番号を示す）。

三、『点石齋画報』の告示関連記事にみる「士」と「民」

(一) 地方官から民への働きかけと効果

まず、地方官が告示でその地方の悪習を禁止したという内容が含まれる記事を分析する。(8)「禁弾白鷺」は、白鷺を火縄銃で驚かせたり撃つたりする者がいるので、知府が告示を出して禁止したという記事だ。白鷺は風水とかわり、世の盛衰を表すと述べられており、吉凶にかかわるといふ理由から白鷺を撃つことを禁じたものと思われる。(10)「悖人悖出」は広東で富くじを発行する者がいたので、按察使が告示を出して禁止したが、それでも広東からマカオへ行って富くじを買ってきた者がおり、道で強盗に遭ったという。(20)「還炮誌盛」は広東の習俗では土地神の誕生日に花火や爆竹を鳴らす。人々が争って拾おうとし、もめごとになるので、官憲がたびたび告示を出して禁止してきたが、人々はまったくその慣習を改めなかったとする。これらの告示の対象は地方官の管轄地域の人々全体であるが、内容からは主に一般庶民を対象にしたものであると推測できる。(8)の記事は、告示が効果をあげたかどうか明記されていないが、(10)や(20)は告示の効果は限定的で違反する者は絶えなかったことを示している。地方官は自分の出身地に派遣されることはなかった。そのため、赴任地の社会背景を十分考慮しないままに、現地の間習を禁止し、受け入れられなかった可能性がある。

習俗以外では、告示で危険な場所や行為についての警告を出したものの、十分な注意が払われずに事故が起きた

という記事が見られる。(16)の「貨船触雷」は日本軍対策として、崇明島に水雷を設置した。商船が近寄らないよう、告示を出したが、近づきすぎる船が複数いて、事故が起きたというものだ。(26)「城坍塌馬」は、揚州営には春に馬を郊外に放つ習慣があった。城門の下のレンガを盗まないよう、以前告示を出して禁止していたのだが、盗まれて掘り崩されたため、城門が倒れて下敷きとなった馬が死亡してしまったという記事だ。(21)の「馳馬殷鑒」は、馬を早駆けさせることの危険性について度々告示を出して禁止したが、それを無視して街中で馬を走らせ、結果として知県候補の高齢の母親が怪我をしてしまったという内容である。馬を走らせたのは知府候補の息子であり、読み書きの能力を有していた可能性は高いが、なおも告示を無視したことがうかがえる。告示を通して危険な場所や行為についての警告を行っていることから、地方官はそれなりに告示の効果があると考えていたことがわかる。しかし、これらの事例では、告示の効果は不十分であり、結局は事故が起きてしまった。以上はいずれも、告示に十分な効果があつたとはいえない事例であり、地方官から「士」を含む地域住民としての「民」への働きかけがうまくいかなかったことを示す。

他方、告示が効を奏したり、地方官と民の間の協力関係を構築するのに役立ったことを示す記事も複数見られる。(1)の「薙洗野豬」は太湖周辺で、野生の猪が増加し、作物を食い荒らすばかりか、新しく葬られた棺を露出させてしまい、嘔み破ってしまった。地方官が告示を出して捕獲を勧奨すると、営丁や獵戸が駆逐した、というものだ。(13)の「劣医宜辦」はにせ医者家の門を鍵で封じ、捕えるのに協力するようという趣旨の告示を掲示すると、ようやく人々も信頼できない医者だったのだと納得した、という記事である。告示によって、今まで高名な医者だと思っていたにせ医者の正体に気づかせることができたのである。(18)の「靈芝呈瑞」は広東の潮州府の署内に靈芝が複数生えた。署知府(代理知府)は喜び、大堂に靈芝を陳列し、告示を出して訓戒を与えたうえ、四日間

民に見せたというものだ。記事には人々が役所を訪れている様子が描かれている。裁判などのためでなく、一般の人々が役所を訪れるという珍しい内容である。⑦の「掃除五国」は、子どもたちが武装集団を作り、相互に争っていたものを告示で禁止すると、その風潮がいくらかおさまったとする。これらはいずれも告示が庶民への働きかけの手段として有効に作用し、目に見える効果をもたらしたことを示している。

では、読み書きのできない者に告示の内容をどのようにして伝えていたのだろうか。乾隆年間後半から嘉慶年間にかけて地方官を務めた張五緯が出した二つの告示では、次のように述べられている。第一は、孝悌を勧める歌形式の告示であり、「族長と地保は伝達に務めよ^{二九}」とする。第二は、女性が罪を犯しても「女性だからといって」免罪にはならないという趣旨の歌形式の告示の中で、「宗長や親族はこれを写して、読み聞かせるように^{三〇}」と書かれている。また、道光十七年に常州府知府兼署揚州府知府を務めた李璋煜は、告示の中で、「文義を知る人が広く伝述するか、抄録して遍く親族や近所の人に示し、婦人や子どもにまで理解させるように^{三一}」としている。これらの告示からわかるように、地保（治安維持や徴税などにあたった郷村役）、宗長（一族の長）や親族、文義を知る人（文章の意味がわかる人）などが読み聞かせを通して、村に住む老若男女に伝達することが望ましいとされていた。『点石齋画報』の記事からは、獵戸や子供など、教養の度合いが高いとは思えない人々にもきちんと告示の内容が伝わっており、働きかけが成功していることから、このような口頭での伝達に効果があったと考えられる。記事中には描写されていないが、その背後にはやはり一定の識字能力のある者たちや「士」による読み聞かせの努力があったはずだ。

(二) 告示発布の要請

表一に示した二六件のうち、四件は地域住民側から告示を出してほしいとの請願があった^{三〇}。請願のあり方について、検討していく。(1)の「名泉忽湧」は湧き出した名泉に病気を治す効果があることがわかり、多くの者が水を汲みに来たところ、土地のならずものがこれを封鎖してお金を払わなければ汲めないようにしたため、「某紳」が申し立てし、知県が告示を出して開放させたというものだ。(2)の「越台懷古」は越王の古址を客民(外来の民)が占拠したため、地元の紳士が番禺県知県へ、告示を出して古址を占拠している(客民を)駆逐し、修復することをお願いしたいと手紙で相談したという内容である。(3)の「藝字被殛」は旧簿・新聞等を集め、天津へ運び、靴底用にと靴の店に売っている者がいた。惜字会(字の書かれた紙が粗末に扱われることのないように集めて燃やす活動をしている会)の紳士・董事(理事)が告示を出して禁止してくれるようにと、知県に要請した。(4)の「謠言宜禁」は泰州の電報局が死者の魂を錬成して電気を作っているとのデマが流れ、位牌を売りに来る者が現れたため、局員が手紙で泰州知州に告示を出してくれるよう要請したという内容だ。

これらの請願は(1)が「紳」、(2)が「紳士」、(3)が「紳士」と「董事」、(4)が「局員」というように、いわば「士」に属する人々によってなされた。請願は書面でなされたと考えられるため、文語文を操ることのできる「士」がそれを担うことに不思議はない。ただし、その告示の対象はならずものや、古址を占拠する外来の民や、字の書かれた紙を靴底用に販売する者、デマを信じて位牌を電報局に売ろうとする者などのいわば一般庶民であり、「士」ではない。「士」が地方官に告示発布を要請し、地方官が地域の「民」、主に一般庶民に対する告示を出すという仕組みが見られる。結局のところ、発布された告示を読み聞かせるのは「士」だった可能性が高いが、「士」は自らの言葉として語るよりは、地方官の発布した告示という一種のお墨付きを背景に語るほうを好んだことがうかがえる。

(一) で見たように、地方官が告示の内容を庶民に伝えるには、それを読んで聞かせる「士」の協力が不可欠だったが、「士」も地域社会の秩序維持にあたり、告示を出してもらい、地方官の後ろ盾を得ようとしたのである。

(三) 記事の書き手の観察や提言

『点石齋画報』中の記事のいくつかは、実際に告示が出されたという内容ではなく、記事の書き手が告示の発布や、違反者の処罰による告示の有効化を提言するといふものだ。また、空文と化した告示についての皮肉っぽい記事もある。

(4) の「禁屠笑話」は江蘇・浙江で大雨など災害続きになったため、なんとかしてほしいとの要望が地方官のもとに届き、家畜の屠殺を禁止する告示を出した。しかし、浙江省西部のある県では、役所の台所に山のように肉が積まれており、それに気づいた住民が一部を持ち出して知府に訴えた、という内容である。家畜の屠殺をやめて命を慈しむことよって天意を回復し、大雨がおさまるようにとの人々の願いに端を発した告示であったのにもかかわらず、知県がそれに背いていたのである。住民の憤りは相当なものであっただろう。告示のむなしさを示す記事ともいえる。

(2) の「主翁虐婢」は主人が婢女（下女）を虐待した実例をもとに、婢女への虐待を防止する方法について、これを禁止する旨の告示を出したうえで、一、二例を摘発して罰すればよいと提言するものだ。(3) の「得孩志喜」は子どもの誘拐の対策として、告示を出して禁止するだけでなく、それを日刊新聞に載せて広めることを提言している。これは民間で日刊新聞が発行されていた清末ならではのあり方だといえるだろう。実際、『申報』の中には、告示が掲載されている^{三〇}。(7) の「拉客攫錫」は上海における売春婦の路上での客引きについて、告示が空文と化して

しまわぬよう、一、二例を処罰するべきだと提言している。告示には、「これに背けば、このように処罰する」と記したのも多く、裁判と告示とは深くかわりあっていたといえる。知県自身が告示の内容に背いたという(4)の事例では、結局知県は庇われて処罰されていない。告示は処罰をとまわなければ、むなしなものとなってしまったのである。『点石齋画報』の書き手は、ただ禁止や処罰を告示に記すだけではなく、実際に一、二例を摘発して処罰することによって、告示を形骸化させないようにと提言していた。書き手の目から見れば、処罰事例こそが、告示に実際の効力を与えたのである。

(四) 告示をめぐる地方官と士民の相互作用

(6)「愚民帰化」は、地方官が告示を通して士民に働きかけ、それに対して士民が行動を起こしたという非常に興味深い記事だ。

湖広総督の張香帥はさきに機器を製造工場に運ぶために、額公橋の中間部分を暫時撤去することを議したところ、無知の民が呼びかけて（それを）阻害した。知府や知県がその状況を報告すると、張香帥は怒らなかつたばかりではなく、嘆息して「これは私の不徳によるものです。私が民を心服させるにいたらないままで、みだりに行動を起こそうとしたためで、民に何の罪がありませんか。みなさんは（橋の撤去を）やめてください。私たちが反省すればいいのです」と言った。各官は承知して退出した。張香帥が譚敬帥と共同で「減典出息銭告示」「質の利息を減らす告示」を出すと、民間（の人々）は初めて張香帥が民を愛する心の隅々まで行き届いた様を知り、橋を撤去するのはやむをえないことだと悟った。ついには感激の涙をこぼす者ま

でいた。そこで紳士や長老たちは会議をして「総督様がこのように深く民を愛していらっしやるのでは、私たちが座視して微力を尽くさないということがありませんか」と言った。金・白の二洲の人を呼び寄せ、鋤鋤をとって事にあたらせ、橋の中段はたちまちのうちに撤去された。すぐに踏み板を六枚かけて通行人の往来ができるようにし、機器の輸送が終わり次第、橋を修復することにした。ここからわかるように張公は心で人を動かすのであり、権勢をもって人を脅すのではない。小民は愚かであるとはいえ、知らず知らずのうちに感化されるのである。三四

地方官が機器輸送の都合で、暫時、橋を撤去しようとしたが、民が反対した。しかし、地方官が質の利息を減らす旨の告示を出すと、地域の住民は進んで橋を取り除こうとした、というものである。地方官と民の間に生じた問題は橋の一時撤去の可否であり、出した告示は質の利息に関するものである。橋と告示に直接の関係はないように見えるが、地域住民は告示の内容から地方官の民に対する愛を知り、積極的に地方官の政策に協力しようとしたというのである。

この記事は光緒十六年七月上旬に発行され^{三五}、西暦では一八九〇年八月に当たる。記事に出てくる湖広総督の張香帥の本名は張之洞である。清末の著名な官僚で、積極的に西洋技術を導入して鉄道や工場の建設にあたり、富国をはかった人物である。このように技術の導入などについては開明的な思想を持つ一方、伝統的な儒教思想や王朝体制の擁護者でもあった。

では、記事に書かれた橋の撤去や告示の発布はいつ行われたのだろうか。張之洞の全集『張文襄公全集』にこれに関連する文章を見出すことができる。①『批武昌府稟辦理拆額公橋始末情形 光緒十六年五月十五日』^{三六}と、②『典

表二 「愚民帰化」の記事にかかわる出来事と
日付の整理

日付け（陰暦） ※全て光緒16年5月	出来事
6日	武昌府知府が橋の撤去を人々に知らせる。
8日	武昌府知府に対して旧河川を開くことで橋の撤去を免じてほしいとの申し立てがある。張之洞が質の利息を減らす旨の告示を出す。
10日	武昌府知府は湖広総督の張之洞に会うが、橋の撤去を免じてほしいとの要望を出した紳士は知府が教え導いたところ、欣然として去ったと報告し、民が不便を蒙ることについては述べず、紳士の申し立ての文書や地図を張之洞に見せなかった。
11日	橋に多くの人々が集まり、騒ぎが起きる。紳士や長老は反省し、15日に自分たちで橋を撤去して贖罪したいと願い出る。
15日	橋が人々の手で撤去される。

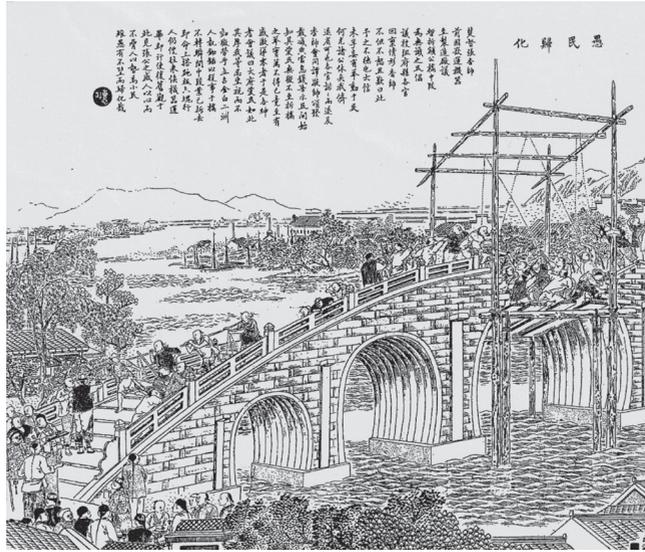
表二を見ると、橋の撤去が人々に告げられたのは六日、質の利息を減らす旨の告示を出したのは八日である。し

当減息示 光緒十六年五月初八日^{三七}である。①は武昌府が額公橋の撤去についておこなった申し立てについての批文（回答・指示を与える文章）であり、②は質の利息を減らすという趣旨の告示である。①と②に基づいて日付と出来事の整理をおこなう（表二）。

たがって、橋の撤去をめぐる人々の反感を和らげるために張之洞がこの告示を出した可能性は否定できない。一方、十一日には橋の上で騒ぎが起きており、騒ぎの原因やどのような騒動だったかについては記述されていないもの、おそらくは橋の撤去への反感が背景にあったと推測される。つまり、質の利息を減らす告示がすぐに橋の撤去にかかわる反感をなくしたとはいえない。

①と②の示す経緯には『点石齋画報』とは異なる部分がある。出来事の流れのみならず、①では製鉄所（「鉄廠」）となっているのが『点石齋画報』では製造工場とのみ記されていて何を製造するかが不明であったり、①では橋の撤去理由は製鉄所建設のための土地の実地調査や測量であるのに対し、『点石齋画報』では機器の輸送であったりと、いくつかの食い違いが見られる。①や②は湖広総督である張之洞が記した公文書であり、『点石齋画報』に比べて情報の信頼性は高い。だが、筆者としては情報の正確性はともかく、告示の効果をこのように描き出した『点石齋画報』の記事に興味を感じる。張之洞が橋にまつわる反感を意識して②の告示を出したかどうか、あるいは②の告示を受けて人々が橋の撤去に協力したかを確かめることはできないが、少なくとも『点石齋画報』の書き手は、②の告示がその内容である質の利息の低減にとどまらず、地方官と地域住民の和解に役立ったととらえているのである。告示には必ずしも告示の文章の表面的内容にとどまらない効果があるとの認識を示している。

図一 「愚民帰化」



さらに、記事中の「土」や「民」に目を向けてみると、橋の撤去を妨げたのは無知の民（「無識之民」）であり、質の利息を減らす告示を見て、張之洞の民を愛する心を知ったのは民間の人々である。だが、実際に会議として橋の撤去を決め、人々に橋を撤去させたのは紳士や長老（「紳耆」）である。図一は「愚民帰化」の記事であ

る^{三八}。図の右側で人々が橋の中断を撤去しており、図の左側寄りには撤去した橋の建材らしきものを棒の中央につけて担いでいる二人組が二組いる。これらの人々はいずれも一般庶民である。図の最も左で頭に帽子をかぶり、眼鏡をかけて扇を持っている人物と、その横に立っている帽子の人物は「士」にあたる者たちと思われる。「士」にあたる人々の指図のもとで、庶民が実際の工事にあたっているのであり、橋の撤去への協力を決めたのはあくまでも「士」であることは明らかである。それでも、記事のまとめは「小民は愚かであるとはいえ、知らず知らずのうちには感化されるのである」であり、橋の撤去はあくまで「小民」の自主的行為として書かれている。告示を読んで理解するのも、それをもとに地域住民に指示するのも「士」であるのだが、告示は「小民」や「愚民」を感化するものだと語られる。「士」も質の利息引き下げの告示を「(地方官の)民を愛する心のあらわれ」と表現している。「官」と庶民の間に立つ「士」の存在は告示の中では示されず、あたかも地方官と庶民が告示を通して直接に交流しているかのように描かれている。

ちなみに、光緒十六年五月二五日(一八九〇年七月十一日)の『申報』には「拆橋修橋」という記事がある^{三九}。告示については何も書かれていないが、湖北省で橋が土地調査のために一時撤去され、その後すぐ修復されたことが記されている。十六日には職人を集め材料を準備して、朝から晩まで工事にかかったので短期間で元通りになったとある。それが正しいとするならば、十五日に橋を撤去し、十六日には修復工事の準備に取り掛かったことになる。張之洞と地域住民との相互の働きかけがいかに短期間のうちにおこなわれたかをうかがわせる記述である。

おわりに

本稿では清末の絵入り新聞『点石齋画報』の中の、告示にかかわる記事の分析を通して、地方官と士民の関係を分析した。告示で土地の習俗や危険な場所や行為を禁止しても無視されたという事例も少なくなかったが、告示の内容が読み書きの能力を持っていなかったと推測されるような子どもにまで伝わった事例なども見られ、告示が読み聞かせを通じて識字者以外にも伝わっていたことがうかがえた。告示発布の請願があった四件の記事では、「士」が地方官に告示発布を要請していたが、その告示の対象は一般庶民であった。「士」は告示というお墨付きを得たうえで、庶民に働きかけることを好んだことが示唆されている。また、『点石齋画報』の書き手は告示の発布や、告示を日刊新聞に掲載してその内容を広めることを提言していた。民間で新聞が発行されるようになった清末特有の告示と人々の関わり方といえよう。さらに、書き手は告示の違反例を実際に摘発して処罰することによって、告示に実効力を持たせることを勧めていた。告示は人々に無視されかねないものであったが、処罰事例を見せることで、人々に無視されないだけの効力を持ちえたのである。告示発布の目的としては「愛民」や「小民」「愚民」の感化など「民」が強調されていたが、地方官に告示を出してくれるよう要求する者は紳士や長老といった「士」に属する人々であった。告示を読んで具体的方策を議論するのもほとんどの場合「士」であったが、その場合でも、告示の対象は「民」として記述される。告示は実際に地方官と庶民を取り結ぶ「士」の存在を隠すことで、民の親であるような地方官と地方官の子供であるかのような（士を含む）「民」がいるという一種の虚構の地域社会像を構築する役割を担っていたのである。

- 一 山本英史「清代の公牘とその利用」大島立子編『前近代中国の法と社会——成果と課題』東洋文庫、二〇〇九年、五五頁、山本英史「公牘の中の「良き民」と「悪しき民」——清代康熙朝の事例を中心にして」山本英史編『アジアの文人が見た民衆とその文化』慶應義塾大学言語文化研究所、二〇一〇年、七四頁。
- 二 このほか、「榜文」と表現されていることもある。明代初期までは「榜文」「告示」「佈告」などが区別なく用いられていたが、明代中期から「榜文」は主に中央からの、「告示」は地方官からの告示を指すという使い分けが出てきたという（楊一凡『古代榜文告示彙存』北京・社会科学文献出版社、二〇〇六年、「序言」一頁）。
- 三 服藤弘司『幕府法と藩法——幕藩体制国家の法と権力Ⅰ』創文社、一九八〇年、第四章「高札の意義」。渡辺浩一「江戸の高札——三類型と維持・管理」『歴史』一一五輯（東北大学）、二〇一〇年。久留島浩「近世の村の高札」永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年。
- 四 山本前掲「清代の公牘とその利用」、山本前掲「公牘の中の「良き民」と「悪しき民」」、山本英史「赴任する知県——清代の地方行政官とその人間環境」研文出版、二〇一六年など。
- 五 大谷敏夫「清代蘇州における行政と風俗——淫祠・賭博に関して」『アジア文化学科年報』九号、二〇〇六年、小川快之「清代江西・福建における「潮女」習俗と法について——「厚嫁」「童養媳」等の習俗との関係をめぐって」山本英史編『中国近世の規範と秩序』東洋文庫、二〇一四年など。
- 六 寺田氏は土地法に関連する論文で告示の役割について述べ、告示に一定の効果はあったが、告示が具文として無視されるケースは多く、曖昧な告示が民衆反乱のきっかけを作った事例さえ見られるというように、地

方官の意図どおりに受け取られるとは限らなかったと指摘している(寺田浩明「清代土地法秩序における「慣行」の構造」『東洋史研究』四八巻二号、一九八九年、三三四—三三七頁)。

七 明代・清代の告示についての中国における研究の動向については、呉佩林・李升涛「近三十年來關於明清告示的整理与研究」『西華師範大学学报(哲学社会科学版)』二〇一四年三期に詳しい。

八 新聞学の立場から明清時代の告示に着目した研究には、史媛媛「清代前中期新聞傳播史」福州・福建人民出版社、二〇〇八年、「第六章 清代告示」、尹韵公「中国明代新聞傳播史」重慶・重慶出版社、一九九〇年「第四章 明代告示」などがある。地域の秩序と告示の関連について論じたものに、王洪兵「清代告示与鄉村社会秩序的建構——以順天府宝坻县為例」『中国社会歴史評論』十一巻、二〇一〇年がある。

九 山本氏は官箴書の分析をおこない、通例わずか三年間を限度に異動することになっていた知県にとつて、大切なのは上司である官僚や、実務に協力する吏(下役人)、地方行政を支える士(郷紳や生員などの在地知識人)であり、一般民衆に対する関心は主に秩序を乱す民衆に対する管理技術の習得であったとする(山本前掲『赴任する知県』六六—六七頁)。

一〇 聖諭の宣講とは、康熙帝の聖諭十六条に雍正帝が解釈を付して頒布したものを、読み上げることである。地方官は毎月二回、聖諭の宣講を行い、教化の効果を増すために語り物芸能の技法を取り入れた。宣講については、阿部泰記『宣講による民衆教化に関する研究』汲古書院、二〇一六年および木津祐子「『聖諭』宣講——教化のためのことば」『中国文学報』六六号、二〇〇三年に詳しい。

一一 告示の原史料も存在するが、まとめて保存されているのはこれらの史料の中である。

一二 例えば、『清代四川巴県衙門咸豊朝檔案選編』「内政類第三 政法」に収録されている「巴県所造奉發嚴禁邪

教告示照抄貼過処所清冊事稿」は七二箇所、「巴県所造張貼嚴拿賊匪告示清冊」は五百箇所、「巴県所造為奉發緝匪告示照抄張貼清冊稿」は四八箇所、「巴県所造為奉發嚴禁訟棍告示張貼清冊」は五八箇所、「巴県所造為奉發查拿賊匪告示張貼過処清冊稿」は三七箇所に告示を掲示するとしている。

一三 岸本美緒『明清交替と江南社会——十七世紀中国の秩序問題』東京大学出版会、一九九九年、二七頁。岸本氏は「紳」とは一般に現任・退職後・休暇等を問わず官僚経験者をさし、「士」あるいは「衿」とは、いまだ官僚となっていないものの科挙試験に必要な教養を持った生員・挙人などをさすことが多いと指摘している（岸本前掲書、二八頁）。本稿では官僚経験者と官僚予備群をまとめて「紳士」あるいは「士」と表現する。

一四 岸本前掲書三三—三四頁および四七—五三頁。

一五 「士」を含まない一般民衆を明確に示す表現としては「庶」や「百姓」などがあり、「士」との対比で用いられるのは「庶」である。

一六 告示一端、論紳士者少、論百姓者多。百姓類不省文義、長篇累牘不終誦而倦矣。要在詞簡意明、方可人人入目。（汪輝祖『学治臆説』卷上「告示宜簡明」）

一七 你們日後若遇田土錢債等小事就算有十分道理也要忍氣。牢牢記得本官的話。只要投告親族和息、就喫点虧、總比見官、較有便宜。若還只有五六分道理、便要快快和息。若不聽本県府的話、聽訟師的話、只肯告狀、不肯和息、你父母兄弟妻子一家不安、還是小事、只怕敗了你的身家、還要送了你的性命。那時想起本県的話、後悔、不該告狀、已遲了。（劉衡『庸吏庸言』卷下「勸民息訟告示」）

一八 守令雖親民之官、究不能家諭戶曉、所賴讀書明理之人。居処同郷、見聞較切、平時則一動一言、無非矩矱。遇事則排難解紛、動之以人情、曉之以国法。百姓雖愚、見体面人如此懇懇勤勤、自然弱者感化、強者畏服、

- 便息了地方多少事端、省了官府許多氣力。可見一鄉有善士勝於一邑有好官、謂其情更親、而機亦順也。(劉衡『庸吏庸言』卷下「勸諭生監敦品善俗以襄教化告示」)
- 一九 木津前掲論文、九三一—一〇三頁。
- 二〇 中野美代子・武田雅哉編訳『世紀末中国のかわら版——絵入新聞『点石齋画報』の世界』中央公論新社、一九九九年、九頁および十七頁。
- 二一 中野・武田前掲書、十七—十八頁。
- 二二 ニュースソースは『申報』などの有力新聞に掲載された記事から採っている場合が多く、外国の新聞に依拠したのもあった。絵師が書いた文章のほか、遠方の人からの証言や全国からの応募原稿によるものもあった(中野・武田前掲書、三〇頁)。
- 二三 『点石齋画報』の文章の執筆者については詳しいことは不明である。絵師は多くが上海や蘇州の年画描きであった(中野・武田前掲書、二六頁)。「点石齋画報」は『申報』の副刊であり、『点石齋画報』の記事には『申報』の文章を転載したものもある。『申報』の主筆には科挙受験者・合格者が複数いた。『申報』創刊時の総主筆、蔣芷湘は拳人出身で一八八四年に進士に合格して申報館を去り、主筆の錢徵は生員(科挙予備試験合格者)、蔣芷湘の助手を務めた何鏞も生員であった(五味知子「近代中国の夫殺し冤罪事件とメディア——楊乃武と小白菜」山本英史編『近代中国の地域像』山川出版社、二〇一一年、十七—十八頁を参照)。
- 二四 中野・武田前掲書、三二頁。
- 二五 『申報』においては、中国の司法制度改革が提言された(五味前掲論文、三三頁)。
- 二六 例えば、『点石齋画報』には妖怪についての記事が多く含まれる。さらに、その中には嘉慶年間に刊行され

た紀昀『閱微草堂筆記』からはほぼそのまま文章を転載した記事がある。

二七 科挙受験が可能になるほどの学識を身につけていた者は少数でも、読み書きが可能なのはそれなりにいたのではないかと考えられる。科挙受験には不十分ながら一定の識字能力を有した人々については、大澤顯浩「啓蒙と挙業のあいだ——伝統中国における知識の階層性」『東洋文化研究』七号、二〇〇五年、唐澤靖彦「清代における訴状とその作成者」『中国——社会と文化』十三号、一九九八年などを参照。

二八 『点石齋画報（DVD）』凱希メディアアサービス、二〇一三年。このDVDのベースとなっているのは大可堂版である。

二九 「族保務伝諭」とあり、下に「族は各家の族長、保は各村甲の地保（族は各家の族長、保は各村甲地保）」と注釈が付してある。（張五緯『講求共濟録』示「保定府大名府広平府天津府任内頒發勸勉孝悌註解示諭」）

三〇 宗長親族抄去念。（張五緯『講求共濟録』示「大名府任内頒發婦女犯法不能免罪示諭」）

三一 其通曉文義之人務即広為伝術、或抄録遍示親隣、使婦人孺子無不尽諒。（李璋煜『視己成事齋官書』卷三「関防詐偽示 署揚州府任内」）

三二 (1)は「稟明」（申し上げる）、(2)は「請」（請願する）、(3)は「稟請」（お願いする）、(4)は「函商」（手紙で相談する）という言葉を用いている。

三三 例えば、一八九〇年七月二二日の『申報』には、「上海県陸示」という記事が二件含まれている。

三四 楚督張香帥前因欲運機器至製造廠、議暫拆額公橋中段、為無識之民倡議梗阻。府県各官回稟情形、香帥不但怒、且歎曰、此予之不徳也。大信未孚、妄有挙動、于民何尤。諸公休矣、我儕退省可也。各官諾諾而退。及香帥会同譚敬帥、頒發裁減典當息錢告示。民間始知其愛民無微不至、拆橋之挙実万不得已。竟至有感激涕

零者。于是各紳者會議曰、大府愛民如此其厚、我等忍坐視而不効微勞乎。立召金白二洲人、執鋤鍤以從事于橋、不輒瞬間中段業已拆去。即命上搭跳板六塊、行人仍便往來、俟機器運畢、即行使復旧觀。于此見張公之感人以心、而不脅人以勢焉。小民雖愚有不望而歸化哉。

三五 発行時期については、相田洋『清末の絵入り旬刊紙『点石齋画報』の基礎的研究——平成十〜十二年度科学研究費補助金（基礎研究（C）（2））研究成果報告書』二〇〇一年を参照した。

三六 張之洞『張文襄公全集』卷一一六 公牘三一。

三七 張之洞『張文襄公全集』卷一二〇 公牘三五。

三八 『点石齋画報——大可堂版』上海画報出版社、二〇〇一年、七冊—二六〇、酉集「愚民歸化」。

三九 この記事は、①、②や『点石齋画報』の「愚民歸化」とは異なり、橋の名前は「丁公橋」となっており、橋撤去の目的は「製造鎗砲機器局」を建てるための土地の調査とされている。